

平成30年1月11日
消費者庁

「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：平成29年10月26日～同年11月25日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：3件
4. 寄せられた意見と意見に対する考え方：別紙のとおり

「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）について	
<p>改正には基本的に賛成であるが、 「規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に・・・」 の「順次」は意味不明である。</p>	<p>お示しの記載については、改正前の欄に掲げる傍線部分の規定を、改正後の欄に掲げる傍線部分の規定にそれぞれ対応して改正するという意味です。</p>
<p>健康食品については、今まで出たものであっても再許可をするときに、安全性の面から審査を慎重に行うべきだと思います。</p>	<p>規格基準に不適合のもの又は再許可としての申請が不適切なものについては、消費者委員会において有効性の審査を行い、必要に応じて食品安全委員会において安全性の審査を行うものとする予定です。</p>
<p>本改正に賛成である。 再度審査が必要になると思われる科学的・合理的理由がある場合は再度審査を行うようにするのが望ましいと考えるが、本改正によりなされる事務処理の効率化は適切なものであると思われた。 (なお、消費者や検査機関による再度の審査のための訴えによる審査のしるしや、抜き打ち的な審査については行えるのが望ましいと考えるが、もしそのような手続がないのであれば、作っていただきたいと思う。)</p>	<p>現行の制度において、特定保健用食品の申請者が当該特定保健用食品の安全性又は効果について新たな知見を得た場合は消費者庁に報告する義務があり、この報告等を踏まえ、特定保健用食品の再審査を行う規定があります。</p>